

松戸市立根木内中学校 部活動 活動方針

学校教育目標

確かな知性、たくましい心とからだ

I 活動方針

1 目的

- (1) 生徒の自主性を養い、興味・関心を持って追求する実践的な態度を養う。
- (2) 社会生活において必要な資質と能力、根木内中生として自覚ある言動を養う。
→挨拶・返事ができる、礼儀を身につける、時間を守る、環境を整備する、用具を大切にする。
- (3) 集団生活において、学年を越えて励まし合いながら活動する中で、好ましい人間関係を築く。
- (4) 集団の一員としての自覚を深め責任ある行動がとれる能力を養う。

身につけられる資質能力

- | | | |
|-------------|---------------|-----------|
| ○豊かな人間性 | ○明るく充実した学校生活 | ○一人一人の個性 |
| ○豊かな人間関係 | ○想像力・創造力・表現力 | ○充実感や達成感 |
| ○責任感・帰属意識 | ○規範意識・社会性・協調性 | ○ボランティア精神 |
| ○専門的な知識及び技能 | ○体力の向上や健康の維持 | ○地域との交流 |

2 運営

(1)適切な運営のための体制整備

- ・顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に報告する。
- ・校長は、報告された活動計画について生徒保護者に公表する。
- ・顧問は、年間を見通した活動日や大会・イベント予定等を生徒保護者に知らせる。

(2)適切な指導

- ・部活動の目的、目標を部員、顧問、保護者で共有する。
- ・顧問の経験則のみにとらわれない、効果的、科学的な練習、トレーニングを取り入れる。
- ・対話を重視した指導を行う。
- ・生徒の自主性、個性を尊重した指導を行う。
- ・**体罰、パワハラ、セクハラの根絶の徹底**

(3)適切な活動時間

※新型コロナウイルス感染症対策を講じた部活動運営がしばらく続いていくことが考えられる。朝練習、休日練習の際の健康観察カードの提出や健康観察、手洗い・うがい・消毒など、昨年度と同様に進めていくことが必要になる。

- ・学業とのバランスや生徒の体調等を考慮し、活動時間等を以下のように定める。

○休養日 平日は、週1日以上 土日は、週1日以上の休養日を設けることを原則とする。ただし、競技の特性、施設面の特性、大会・イベント日程等を考慮し柔軟に休養日を設定する場合においても、年間100日以上の休養日は設定することとする。その時、平日と休日のバランスについては考慮するようにする。

○活動時間 平日は2時間程度、土日は3時間程度を原則とする。ただし、競技の特性、施設面の特性、大会・イベント日程等を考慮し柔軟に設定する場合においても、週当たり16時間程度を目安とする。活動時間とは準備、片付け、移動時間は含まないものとする。

- ・長期休業中についても、同様とする。また連続した休養日も設ける。

- ・大会・イベント等で、休日に休養日を設けることができなかつた場合は、別の日に設定する。
- ・各部の活動については、練習強度や練習に係る時間が違うことを考慮する。
- ・学校の実態と施設の有効活用を考慮し、朝と放課後を別々の日として休養日を設定できる。
- ・大会・イベント参加にあたっては、生徒、顧問にとって過度な負担にならないように配慮する。

(4) 学校のサポート体制

- ・複数の教職員が見守る体制を作る。
- ・顧問会議、部長会議を開催し、自主的、自立的な活動を推進する。
- ・顧問・職員の情報交換を日常的に行う。

(5) 「学校」「家庭」「地域」の連携

- ・学校の方針を周知し、保護者の理解を得るように努める。
- ・練習試合の交通費や活動にかかる諸経費等については、会計報告の作成等により保護者への説明を行う。
- ・保護者に、生徒の体調管理（睡眠、食事等）への協力を依頼する。

(6) 事故防止へと安全への配慮

- ・健康観察を十分に行い、生徒の体調管理及びけがの防止に努める。
- ・部活動における安全管理、安全指導を行う。（活動場所・時間、顧問が活動場所から離れた場合、下校時等）
- ・気象状況、災害発生に伴う安全確保を行う。
- ・熱中症の防止に関しては、「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」や「熱中症予防運動指針」などを参考に適切に対応する。
- ・事故発生時は、迅速かつ丁寧な対応を心がける。管理職、保護者への報告を行う。

※1、重篤な事故が発生した場合（心肺停止、骨折等）

- ・応急処置（AED等）を行うと同時に、速やかに救急要請を行う。保護者と管理職への連絡を行う。
- ・首からの上のケガについては、重篤でない場合でも救急要請を行う場合がある。

※2、体調不良（ケガ等）で校外から自宅に生徒を帰す場合の対応について

- ・基本は、保護者に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。生徒の安全を第一に考える。
- ・連絡がつかない場合は、必ず大人の目が届くところで休ませる。（一人にしない）
- ・症状に改善が見られず、連絡がつかない場合は、顧問が責任をもって解散場所まで送り届ける。

※3、事前の対策として保護者と確認しておく事項

- ・休日の部活動（特に校外での活動）時に保護者に連絡がつくようにしておいてもらう。
- ・校外で体調が悪くなった場合には、迎えに来てもらうことを伝えておく。
- ・朝、家を出る前に健康観察を行い、具合の悪い時は無理をさせず、休ませるようにしてもらう。
- ・朝、集合時に顧問は生徒の健康観察を行う。

II 活動規約（規定）

1 設置部活

- ・原則、顧問が1名以上、活動可能な複数生徒が在籍し、活動場所が確保できるもの。

2 部活動開設等

- ・新たに部活動を開設する場合には、上記の原則を満たし、職員会議で協議し、最終的には校長の承認を必要とする。

3 入退部

- ・部活動への入部を希望する生徒は、全学年で部活動集合時まで「入部届」を学級担任及び顧問へ提出する。昨年度から同じ部活動で継続する2・3年生は「部活動継続届」を提出する。
- ・事情により、部活動を退部するときは「退部届」を学級担任から受け取り、顧問へ提出する。

4 部長会

部長会長 1名

学期に1回以上、部長会を招集し、活動上の課題やよりよい運営について話し合う。

5 活動について

活動については、運動部は「松戸市 運動部活動の指針」、文化部は「松戸市 文化部活動の指針」に則り、部員の健康安全を第一に活動を計画する。文化部も健康安全・活動時間等は運動部と同様に考える。

6 活動時間（下校時間、休養日の設定、延長練習の決まり等）

(1)朝練習は、7：15～7：55とする。8：15までに教室で着席を完了し読書を開始する。

(2)放課後の活動時間は以下の通りとする。

	活動終了時刻	完全下校時刻
4～9月	17：45	18：00
10月	17：15	17：30
11月	16：45	17：00
12～1月	16：15	16：30
2月	16：45	17：00
3月	17：15	17：30

(3)部長を中心に下校を促し、各部ごとに部活動担当職員へ下校完了の報告をする。

○活動の停止について

(1) 定期テスト5日前からテスト最終日の朝までとする。

(2) ノー部活動デーの日について

- ・職員会議 ・校内研修 ・合唱コンクール ・体育祭 ・千教研
- ・林間学園、修学旅行の前日の放課後から到着日、校外学習は、当該学年の活動のみ停止とする。

(3) 活動の約束事が守れない部は活動停止もありうる。

※下校時刻を2日連続で守れなかった場合、1日活動停止とする。

○活動の延長について

公式戦またはそれに準ずる大会で学校長、保護者の承諾を得た上で活動してよい。ただし、最終下校時刻が17：30以降の時期は、行わない。また、期間については大会当日の1週間前とする。時間については、30分から40分を上限とする。

7 移動手段について

- ・自転車での移動は認めない。